

次世代法による一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年12月1日から令和7年11月30日までの5年間

2. 内 容

目標1 女性労働者の育児休業の取得率を80%以上とする。

<対策>

育児休業が予想される社員に対し職場復帰のための面談を行い、業務内容や業務体制の見直しを含め円滑な職場復帰ができるようにする。

目標2 女性労働者の職域拡大を図る。

<対策>

- ① 社内外の研修参加等により、製造に必要な高度な知識・技能を習得させ、女性労働者の職域を拡大させる。
- ② 高性能工作機械の比率を高め、女性でも働きやすい製造現場とする。
- ③ 女性の能力向上に合わせ、女性管理職の比率を高める。

目標3 労働時間を削減し、労働者の生活を豊かにする。

<対策>

- ① 作業工程を「見える化」し、社内全体の作業効率を向上させる。
- ② 教育訓練を充実し労働者のスキルアップを図り、その成果を処遇改善につなげる。